

174-参-厚生労働委員会-10号 平成22年03月30日

○辻泰弘君 是非そのような思いで国としての役割も果たしていただきつつ、職業訓練についても進めていただきたいと、このように要請をしておきたいと思います。

最後のポイントでお伺いしたいと思います。いわゆる未払賃金の立替払制度ですけれども、これは雇用保険ではなくて労災勘定にかかわるものでございまして、労災の保険料で、倒産した場合に、失業した場合に、その方に未払の賃金、退職金があればそれを立替払するという、私はいい制度だと思っていますけれども、これを、失業給付と同時に大いなるセーフティーネットの機能を果たしていると私はかねがね評価しておりました。既に平成十四年には額が引き上げられたということもあったんですけれども。

それで、まず、最近の未払賃金立替払制度の事業の実施状況について、御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(金子順一君) 未払賃金の立替払制度でございますが、今議員から御指摘がございましたように、企業が倒産した場合に未払賃金がある、その一部を政府が事業主に代わって立替払をする制度でございます。セーフティーネットとして大変重要な機能を持っている制度だと私どもも認識をしているところでございます。

最近の実施状況でございますが、平成二十一年度、四月から十二月までの三四半期、ここにつきまして支払実績が出ておりますが、御紹介させていただきますと、支給者数が五万二千六百人、立替払の総額が二百六十一億九千万円、こういった数字になっております。対前年度比で見ますと、支給者数で三七・七%の増、立替払額は五四・三%ということで大幅な増となっておりますが、これは、御案内のとおり、平成二十年秋以降の景気の急激な後退に伴いまして大変支払額が増えているということでございます。

なお、最近の、直近の動きを見ますと、増加幅はかなり減少してきておりまして、落ち着きつつある動きを見せているというふうに見て取ることができるのではないかと考えております。

○辻泰弘君 最近の推移についてはお話ございましたように若干落ち着いてきているというところはあろうかと思っておりますけれども、しかし毎年増えてきているということも事実でございます。とは申せ、平成十四年のときに四百七十六億というふうな額から見ますと、それほどのところには行っていないということも現実でございます。

ただ、申し上げたいと思いますことは、平成十四年に改正があつて、例えば三十歳未満であれば七十万から百十万への引上げ、三十歳から四十五歳未満は百三十万から二百二十万、四十五歳以上は百七十万から三百七十万ということで、上限額の引上げということがなされたわけですが、時日も経過しておりますので、やはりそれが今日的に妥当な水準であるかどうか、引上げというものを考える必要はないかということを常にチェックしておくべきだと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(金子順一君) 立替払の対象となります未払賃金は、これは退職の前の六か月間の定期給与とそれから退職金が対象になります。そういうことで現在一定の限度額を設けさせていただいているわけですが、議員から御指摘がございましたように、平成十四年度に大幅な引上げをしております。四十五歳以上の方ですと、それまで百七十万円が立替払の限度だったわけですが、これを三百七十万円まで引き上げたということでございます。

この引上げの考え方でございますが、対象となる倒産、法律上の倒産もございまして、いわゆる事実上の倒産というのが中小企業には大変多うございまして、この中小企業に多い事実上倒産した場合に、できるだけそうした方々の未払賃金がこの限度額でカバーできるようにしようというのが考え方でございます。

現在、三百七十万円の上限で、この事実上の倒産の場合どんな状況になっているかと申し上げますと、見直し後から平成二十一年十二月末までの状況で検証してみますと、中小企業からの退職者、事実上の倒産の場合ですと九七%の方がこの限度額の範囲に収まっております。そういうことでございまして、当初想定をしていた運用がなされているのではないかとというように承知をしているところでございます。

御指摘がございましたように、制度については常に運用実態を把握しながら検証していくことが大事だろうと思っておりますので、その点心得て今後とも検討してまいりたいと思っております。

○辻泰弘君 今お話ございましたように、平成十四年のころと大体同じ程度にカバーをされているという状況だと思いますので、それは当面の状況としてはこのままいくということならそれは一つの理屈だと思いますので。ただ今後ともその点については注視をしていただいて、やはり機動的な対応を求めておきたいと思っております。

そして、冒頭申し上げましたように、私はやはりこれは非常に大きなセーフティーネットで、

本当に倒産、失業された方にとっては非常に大きなセーフティーネットだと思っておりますので、この点についてはやはり十分な認識をお持ちいただき、今後も対応していただきたいと思うんですけれども、この制度についての評価、また今後の対応について、改めて副大臣からお答えをいただきたいと思っております。

○副大臣(細川律夫君) 労働者が働いて賃金をもらおうと、こういう当たり前のことの賃金が未払になるということ、これは労働者にとっては大変なことでございます。そのときに、倒産とか、あるいは事実上の倒産もありますけれども、実際にもらえないというときに国が代わって支払うというこの立替払制度というのは、賃金によって生活をしている労働者、家族にとっても大変重要なセーフティーネットになっているものだというふうに思います。

そういう意味では、この制度を迅速に、そして適正にしっかりと運用されるということがまずは大事かというふうに思います。そう心得てしっかり進めてまいりたいというふうに思います。

166-参-厚生労働委員会-7号 平成19年03月27日

○辻泰弘君 いずれにいたしましても、すべての産業ですけれども、こういった林業、鉱業についても労働災害が発生しないように安全対策に向けてお取り組みいただくように申し上げておきたいと思います。

それで、次に、労災の中の労働福祉事業、そしてその中の労働条件確保事業、そのことについてお伺いしておきたいと思うわけでございます。具体的には未払賃金の立替払のことについてでございます。

今回の見直しの中で、労災保険部会報告もありますけれども、その中でも未払賃金立替払事業の在り方について報告が出ているわけでございます。そして、そういったことの結果として、三つの事業に必ずしも入れられないということの結果だと思えますけれども、なお書きに、未払賃金立替払事業については、三の事業、すなわち保険給付事業の健全な運営のために必要な事業と位置付けると、こういった答えになっているわけでございます。

そこでまず、なおというところに入れざるを得なかったという、そのことについてまず簡潔に御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(青木豊君) この未払賃金立替払事業の在り方について、なお書きで、検討すべきであるという意見も示されたというふうになっておりまして、今後とも部会で議論を行うんだというふうになっているわけでありまして、これは、例えばこの財源をどうするのかというような議論、保険でやるのか一般会計でやるのか、あるいは、使用者側の今負担でやっているわけでありまして、労働側も負担するべきではないかというような議論でありますとか、あるいはその水準でありますとか範囲でありますとか、そういったところについて御議論があったということで、それらについては十分議論が詰まって結論を得ることができませんでしたので、引き続き議論を行うということになって、このなお書きになったということでございます。

○辻泰弘君 確認ですけど、未払賃金立替払の事業は安全衛生確保等事業の等に入ると、こういうことですね。

○政府参考人(青木豊君) そうでございます。

○辻泰弘君 実は私、これ平成十四年、この厚生労働委員会でも指摘をしているんですけれども、未払賃金立替払は今大分、そういう状況が大分薄れてきてはおりますけれども、私は制度としては非常に評価しているわけですが、ただ、その財源が労災の保険料から成り立っているわけです。労災の保険料は、労働災害の発生のリスクに応じて料率が決まっていて、それで徴収した保険料で充てられているのが未払賃金の立替払である。未払賃金の立替払は、倒産したときに、その未払の賃金、退職金に対して手当てされると、こういうものなわけです。すなわち、従前から私、指摘しておりますけれども、そもそも労働災害の発生リスクと倒産のリスクとは違うわけですから、しかも強制的に企業から徴収して、それで充てられていて、その趣旨と制度自体私はいいいんですけれども、評価しているんですけれども、しかし労災の中に位置付けるというのがやはり無理があるのではないかと。だから、今回の報告においても未払賃金の立替払だけが浮いてしまって、そして最後の報告においても、未払賃金立替払の在り方について検討すべきであるとの意見が示されたことから、今後とも、本部会等において議論を行うとともに、その結果に基づき、所要の措置を講ずることが望まれると、このようになっていると私は理解をしているわけでございます。

そういった意味で、ここに書いてあるように、今後とも議論をして未払賃金立替払事業の在り方について、すなわち私は独立した会計で、独立した制度として、少なくとも独立した勘定としてあるべきだと、このように思っているし、これまでずっと言ってきたわけなんです。そのことについて、ここで報告書に書いてあるとおり、この制度の位置付けについても検討していかれるということでもいいかどうか、そのことを確認したいと思います。

○政府参考人(青木豊君) 今申し上げましたようなことでございますので、今後、委員がお触れになりましたように、検討をしていくというふうに考えております。

○辻泰弘君 これは審議会等でもこういった一つの制度をつくれという議論はあったわけですね。そこを確認させてください。

○政府参考人(青木豊君) 審議会では、今申し上げましたように、そういう議論があって、引き続き検討だと、検討事項、議論をしていこうということになったということでございます。

○辻泰弘君 私は、今回の見直しの中でそういったことが、答えが出されるべきだったという

ふうに思っておりますけれども、なお書きという形で、等というところに含められた形ということでいわれるわけですが、やはり私は前向きな意味で、いい意味で、当初、未払賃金立替払のところは予算の各目明細書にも入ってなかったけれども、今は入っているわけですが、そういった意味で明示されたことは良かったと思っておりますけれども。

いずれにいたしましても、本来、負担と給付ということを考えましたときに、やはり、さっき言いましたように、労災の発生のリスクと倒産のリスクは違うわけですから、そういった意味で、労働災害の発生のリスクで取っている料率で未払賃金の立替払の原資にしているということは、私は根本的な制度設計としてやはり問題といたしますか、疑問を持たざるを得ないわけでございまして、そういった意味での一つの制度をしっかりとつくっていただく、そのことに向けてお取り組みをいただくように申し上げておきたいと思っておりますし、同時に、今は未払の賃金と退職金ということになっているわけですが、やはり一時金や解雇予告手当なども立替払の対象とすべきじゃないかと、このようにも思うわけでございます。そういった対象の拡大ということも含めて御検討いただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(青木豊君) 審議会では、先ほど来お話していますように、議論になりましたけれども、私ども、現在のところ、この財源、未払賃金立替払事業について労災保険でやっているというのは、一つは、賃金の支払というのは本来、事業主の基本的な責務だということで、事業主の連帯による公的な保険方式によることがふさわしいではないかと。それから、保険料の徴収だとか立替払金の支払のための経費だとか人員等を考慮すると既存の保険制度を活用することが簡素、合理的だということで現在のよう形でやっているということでありませう。

それでも、実際の今お話にありましたようなリスク、災害発生のリスクとの関係でいえば、現在、労災保険料率には二種類ありまして、一つは業務災害についての料率など、労働災害の発生状況に応じて保険料率が定められる部分というものと、社会復帰促進等事業のように業種にかかわらず一律の料率とされる部分と、この二つがございまして、こういったもので料率を決定するんだというのが徴収法十二条の考え方でもありますが、これがありまして、これについても費用負担者であります事業主団体の御理解を得られているというふうに考えております。

未払賃金の立替払事業につきましては、この一律の料率とされる部分で行われているものでございまして、そういう意味では、正に截然と分けて運用しているということでございますし、委員もお触れになりましたように、かつて委員が御指摘があった後に私どもとしても予算のとこ

ろで明示をするようなことをいたしたりしてしまして、そういった努力を続けているところでございます。

○辻泰弘君 今までの状況は承知をしておるんですけども、私はやはりしっかりとした制度的位置付けがあってしかるべきと思うし、今の御説明であるならば、そもそもこうやってなお書きのところに出てこなくて、その中に入っていればいいのがなお書きに出てきているわけですから、そこだけやはり少し浮いていると言ってはあれですけども、なじまないということだからそういうふうになっているわけですから。私は、ここでの報告書に書いてあるとおり、在り方について検討すべきと、今後とも議論を行い、所要の措置を講ずることが望まれるというのは、私は正確なところだと思いますから、そういった方向で取り組んでいただくように申し上げたいと思いますし、さっき答えていただいたのは、解雇予告手当と一時金の部分について拡充を検討していただきたいと、このことを御答弁いただきたい。

○政府参考人(青木豊君) 今申し上げたのは現行の制度、私どもがそう考えているということでありまして、審議会でもそういうことで議論しようということでもありますので、それは御議論いただいて私どもとしても考えていきたいというふうに思っております。

それから、失礼いたしました、解雇予告手当等についてでございますけれども、これは未払賃金立替払制度は企業の倒産によって賃金の支払を受けられないまま退職を余儀なくされた労働者の差し迫った生活を救済しようと、そういうことから特別な措置を考えようじゃないかということでき上がっている制度でございます。

それで、解雇予告手当などにつきましては、これは本来的に賃金債権ではないわけでございますし、この制度の趣旨からはなかなかその対象とすることは難しいんじゃないかと思えますし、ボーナスのように労使の交渉によってその都度その支給額が決定されることが多いようなもの、あるいは倒産に至るような企業ではなかなか支給されることもないというようなものについては、立替払の対象から現在そういう考えで除外をしているわけでございます。したがって、なかなかそういう意味での委員がおっしゃった方向での拡充というのもなかなか難しいのかなというふうに感じております。

○辻泰弘君 未払賃金の立替払制度の上限額の引上げというのは平成十四年一月一日から成ったわけで、そのこと自体は私は数少ない個人に着目したセーフティーネットの整備だと

いうことで、一年前に小泉総理の前でも申し上げましたけれども、このことは非常に大事なポイントでもありますので、今後ともやはり充実の方向で、あるいは制度設計の明確化の方向でお取り組みいただくように申し上げておきたいと思えます。

それで、関連して、法務省にも来ていただいていますので、労働債権のことでお伺いしておきたいと思えます。

これも私ずっと質問をしたり、意見を申し上げたポイントでございますけれども、日本の法律は非常に冷たくて、企業、倒産したときに未払の賃金、未払の退職金が残っていて、かつ未払の税金、未払の社会保険料が残っているときに、税、社会保険料を先に納めにやいかぬという租税債権の労働債権に対する優位性ということがずっとあったわけですが、そのことが議論の中で、平成十七年一月の破産法の改正で同等のところまで引き上げられたと、どちらも財団債権に位置付けられたと、こういうことだと思うんですが、そのことの結果、どのような効果があったというか、そういったものが数値でお示しいただけるならお願いしたいと思えます。

164-参-予算委員会-16号 平成18年03月24日

○辻泰弘君 やはり原点に戻って、抜本的な改革、抜本見直しを行うまでの間という、その法律の趣旨に私は沿ったものでないと、このように言わざるを得ないと思います。同時に、我々から見れば、昨年の選挙におけるサラリーマン増税はいたしませんということにもかかわってくる、私は国民を欺くやり方だと言わざるを得ないと、このように思うわけであります。今日はテレビも入っているようですけれども、やっぱり政府に都合のいい一方的な理屈で公約がねじ曲げられて、国民生活にかかわる重大な問題が決められている現状というものをやはり強く御指摘申し上げ、やはり国民の皆様方にもその点は理解をしていただきたいと、このように思うわけであります。

そこで、次の問題に移らせていただきます。格差の問題でございます。

それで、総理は三月二日の衆議院予算委員会で、どうしても自分一人で立ち向かうことができない方々に対しては、しっかりとしたセーフティーネットなり社会保障制度を整備していくことが政治として極めて重要なことだとおっしゃいました。

総理がおっしゃるセーフティーネットとは何でしょうか、お伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは、社会保障制度の全般であります。年金にしても、医療にしても、また生活保護にしても、これはセーフティーネットの一環であります。

どうしても一人で立ち向かっていけない、今ホームレスの方、住むうちがないという方に対しても、公的機関に行けば必ずそのような住める場所、生活手段を提供できるセーフティーネットは整えられております。そういう面においても、私は、日本社会というのはセーフティーネットというものに対して配慮された社会であるし、このどうしても収入もない、一人で立ち向かっていけない人に対して一定の生活ができるという保障機能、これは大変重要なセーフティーネットだと思っております。

○辻泰弘君 そういたしますと、今非常に注目されている格差の拡大というのがございます。その点についての総理の御見解、よく承知しておりますけれども、そういった格差が拡大していかない一つの手だてとして、やはりそういった社会保障、セーフティーネットが極めて重要であると、そういうことの認識でいいわけですね。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) そのどうしても一人で所得を得る道がない、また生活できない人に対しては、一定の生活できる基盤は整えていく。さらに、能力のある人、意欲のある人、こういう人に対しては、できるだけチャンスを提供していくと、そういう道をたくさんつくっておく。

そういう人たちが活躍することによって税収も増えてくる。みんなを、強い人がいれば弱い人を守ることができる。そういう能力のある人、意欲のある人はどんどんどんどん伸ばしていくということによって、そうでない人を、強い者ができるだけより弱い者に対して支え合っていこうという、そういう社会をつくるのが大事ではないでしょうか。

○辻泰弘君 それで、ちょっとパネルを見て、(資料提示)ちょっと手前みそになって恐縮ですけど、実は五年前に、小泉内閣が発足したのが平成十三年の四月の二十六日でございます。その二週間後に、私は実は当時候補者の立場でしたけど、どう言っていたかというのを地元の神戸版で見たんですけども、「小泉純一郎氏の改革は競争、効率が重視され、経済の視点が強すぎる。政治の目標は国民の生活を安定させること。」ということを総理が内閣発足後二週間後に申しました。そして、一か月後の五月二十六日には、「小泉内閣の改革は日本の社会の格差を広げる改革だ。」と、下のところですね、そういうふうには申ししておりました。

それは、なぜそう言って、なぜそのようなことを申し上げていたかといいますと、例えば総理の一番初めの所信表明演説のときは、競争的な経済システムをつくると、それと同時に、経済、社会全般にわたる徹底的な規制改革を推進する、社会的規制も徹底的に緩和するんだと、こういったトーンがあったと。また、社会保障においても、自助と自律の精神を基本とするということで、正に競争、効率、自己責任のその論理が貫徹される姿勢だったがゆえに、そのような私の主張であったわけでございます。

それで、私、実はそのような問題意識の下に国会に参りまして、一番初めの厚生労働委員会でも格差の問題を申しました。

それから、二年前に初めて総理に御質問申し上げたんですけど、そのときも実は格差の問題について御質問申し上げたんでございます。そのときに総理に、所得格差の拡大の視点を持って政策に取り組んでほしいということを平成十六年二月五日に申し上げてるんです。そのときに私が引用しましたのが、今そこに、お手元でございます、ちょっと古いですけども、十一年前の経済白書でございます。一九九六年度の経済白書でございます。ちょっと読みますと、

戦後の日本は所得・資産格差が比較的小さく、それが社会的安定の維持や階層分化の

防止に役立ってきたと評価できる。何よりも、所得・資産格差が固定していないことが、人々の意欲を引き出し、また能力の発揮を妨げないという意味で、経済の活力を高めたといえるであろう。

もちろん、やみ雲に所得・資産格差を是正することが唯一の目標となるわけではないが、できる限り個人の責に帰すことのできない所得・資産格差を発生させないことが、公平性の点からも、また、社会の活力という点からも重要なことと考えられる。こうした観点から、所得・資産格差の動向を注視していく必要があるだろう。

と、十年前の経済白書にこのように出ていたわけでございます。そして、ここで、「改革が展望を切り開く」と、こういうサブタイトルになっているわけですが。

私は、改革というものはこの視点を持って進めるべきものであると、改革は必要であるけれどもこの視点を併せ持って進めるものであったと、そのように思うわけです。結論的に言いますと、総理の改革はこの視点が欠けていたんじゃないか、その点を私は私なりの結論と思っているわけですが。

そこで、総理にお伺いしたいのは、実は二年前に質問したときに私、総理はどうおっしゃったか。実は今と同じようなトーンでおっしゃってます。その点については一貫していると思います。一つは、努力した人が報われ、成果が得られることが必要だとおっしゃいました。これは、今風に言えば勝ち組対策ということだと思います。そして規制緩和をされ、官から民へということもおっしゃってやられた、そのことについての一定の評価はあるかもしれません。

しかし、後者の、もう一つおっしゃっている、自らの力では成果を上げることのできない方に対して社会保障として対応することが必要と、これはさっき言った三月二日の衆議院のときも同じようなトーンでおっしゃっていて、その点は一貫していますが。まあ、正にこれが今で言えば負け組対策というんでしょうか、あるいはセーフティーネットという部分だと思います。

振り返って、中小企業金融だとか政府保証だとかかなり大きくやられたところもありますし、個人のレベルでも未払賃金の立替払制度の若干の拡充というのが平成十四年一月にありましたけども、そんなこともありました。

しかし、やはり振り返ってみて、個人に着目したセーフティーネットというものが、私は非常に寒いものでしかなかった、新たに整備したものはなかったと、このように私は思うんです。

総理は、自らの力で成果を上げることができない方に対して社会保障として対応することが必要、セーフティーネットを張ることが必要だとおっしゃってきたわけですけども、この五年間において総理として、セーフティーネットとして何をやったのか。将来のことじゃありません

よ。この改革期間中に、セーフティーネットから落ちるような可能性の方に対してどうやってセーフティーネットを差し伸べようとしたか、具体的にお答えいただきたい。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 厚労大臣が今日は出席されていますから後ほど具体的に話されると思いますが、職のない、収入のない人に対しては生活保護、これできちんと対応していると。そして、年金にしても医療にしても介護にしても、これは将来持続できるような制度に改革をしてきた。また、失業者も、私の就任時はたしか五・五%程度だったと思いますが、今や四%台に下がってきていると。そして、経済を活性化するという意味において、今や企業もリストラ、人減らしから新規採用を増やすような状況にしてきた。そして、ようやく最近では経済についても明るさが見えてきて、金融緩和策を解除するというような施策も日銀として打てるような状況になってきた。

デフレ脱却を目指すというやってまいりましたし、経済活性化のための不良債権処理というかなり厳しいと言われる政策も打ち出してみましたが、明るさも見えてきて、企業もそれぞれ業績を上げるような状況になってきた。また、やる気のある人は会社を起こすこともできるようになってきた。お金がなくても会社を設立することができると。株式会社だって、一千万円以上ないとできないというのが、今や一円以上あればできるというふうになってきたわけですし、私は、そういう意味において、セーフティーネットにしても、これは教育の面においても、教育を受けたい人に対しては無利子の融資とか、働いた後にその資金は返せばいいと。言わば奨学資金なり教育資金を受けたいという申請者に対してはすべて手当てができるような制度になってきていると。

私は、今日の社会において、しっかりとしたそういう社会保障制度という点についても、私は、日本社会というのは世界の各国に比べて決して遜色のない水準になっていると思っております。

○辻泰弘君 私、いわゆる勝ち組対策のことを言っているんじゃなくて、負け組対策の部分で何をやったのかということをお願いしているんですけれどもね。

まず、医療、年金、介護というふうにおっしゃいましたけれども、これもそれぞれ法律、総理はいつも持続可能性ということをおっしゃるわけですが、それは将来に向けてのことであって、当面の、この五年間の構造改革の中において、まあ落ちるといいますか、ネットから外れるような方に対してどうすることをやったのかということなんですね。現実には、医療、年金、介

護も給付を下げ、負担を上げているわけですから、それはそれにはかなわないわけですね。

それから、セーフティーネットの根幹で、幾つか私考えましたけれども、生活保護もおっしゃったけれども、結局、去年地方に財政を渡す渡さないでやって、結局元へ戻ってきましたけれども、結局不安を与えたものでしかなかった、結局生活保護としてセーフティーネットを新たに整備しましたということは別になかったわけですね。それから、障害者自立支援法だって、結局所得保障のない障害者の方に不安を与えたということでございました。

それから、派遣労働も大変増えましたけれども、総理のときに製造業への拡大もしたし、一年から三年の期間延長もしたわけですが、派遣労働の方というのは結局社会保険がほとんどない。二百万人おられる中で被用者保険に入っているのは五十万という大体数字のようですが、あとは国保、国年に入っている方がどれだけおられるかということはありませんけれども、しかし、かなり無保険の方がおられるんじゃないかと類推できるわけでございます。結局そのことを拡大したわけですね。

それから、国保においてもですよ、医療保険とおっしゃったけれども、現実に資格証明書になっている、すなわち国保が無保険の状態になっている方々が三十万世帯になっていると、急増しているということがあるわけですね。これとても、国保の財政単位が小さいから結局無理があるというところに起因していると私は思いますけれども、こういうことも全く放置してきたんです。

年金のこともおっしゃったけれども、基礎年金だって、おとしやりましたけれども、結局、総理自身が基礎年金は基礎的消費支出を賄うものだと言っていますけれども、それについても、基礎年金についてもマクロ経済スライドを掛けて実質低下させるということを求めたのがおとしの年金法案ですよ。

そしてまた、無年金者も、八十万おられるというのが厚生省の見解のようですが、これとても、議員立法で無年金障害者の対応はこの間やりましたけれども、しかし政府として全く無年金者、放置したままですよ。

最低賃金だって、規制緩和をやって、タクシーなど最賃が守れないような業種が増えていまして、そして同時に、産別最賃と、産業別最賃をやめて地域最賃に一本化するということで実質低下させるような、そういったことを企図して、結局、今国会は出さないという話がありますけれども、いずれにしても最賃に対してはそれだけ後ろ向きに取り組んできた。

失業保険だってやったとおっしゃるけれども、財政が厳しいときにやれないというんで従前の約束を切り下げたという実態があったわけですね。

あるいは、よく労働債権と租税債権という問題がございましたけれども、結局、日本の法制は非常に冷たくて、倒産したときに税金と社会保険料を払わなければならない、片っ方、労働者に賃金払わなければならない、こういう状況があるときに、働いた人に賃金払うよりも、先に税金、保険料を払わなきゃ駄目だという、いわゆる租税債権よりも優先順位が低いという法制が続いてまいりました。

このことも、私、ずっと言ってまいりましたけれども、結局どうなったかという、十六年の五月に、破産法の改正のときにやっとなって、十七年一月からそのことが、労働債権も優先順位が上がることになりました。しかし、その十七年一月にはもはや企業倒産は非常に収まっていて、総理自身が企業倒産は非常に少なくなったというふうにおっしゃったときなんですね。ですから、倒産のときの対応のセーフティーネットが実は倒産が少なくなったときにやっ発動するという、こういったことでしかなかったわけなんです。

だから、こういったことを幾つか振り返りますときに、総理が本当にセーフティーネットを張ってきたと言うことは、全くむなしく聞こえるしかないわけなんですね。その結果として、すべて総理が悪いわけじゃありませんよ、しかし、やはり三万人の自殺者とよく言われますし、総理の就任以前からそういうことがあったわけですけども、しかし、このようなセーフティーネットがもっともっとうっかりと整備されているならばもっと軽減することができたらうと私は思うわけでございます。

総理は、数年前に企業が破綻したとき、倒産したときに、私の改革が順調に進んでいる証拠だと、こういう言い方をされたことがございましたけれども、やはり小泉政権の政策運営というものがこのことに非常に象徴的にその本質を言い当てているように私は思うわけでございます。

これまでを振り返りますときに、やはり、よく世の中に勝ち馬に乗るといふのがありますけれども、小泉総理の場合は勝ち組に乗って負け組に思いを致さずと、光ばかり、光ばかり追っ掛けて影に目を向けなかったこの五年間であったかと思うわけであります。光の当て方にもやはり工夫があつてしかるべきだったと、このように私は思っているところでございます。

そのような中で今の所得格差の拡大ということになっていて、また、国民の意識調査、最近見ますと、八七%の方が拡大を実態だというふうを意識しておられると。こういったことがそのことの帰結ではないかと思うわけでございまして、その点についてのセーフティーネットを私は実は言いながら実態として何もなしてこなかったその責任は極めて重大だと、このことを強く御指摘申し上げておきたいと思うわけであります。

そして、もう一つ、雇用の問題について申し上げておきたい。

実は、雇用対策でどれほどのことをやってきたかということになるわけでございます。日本の雇用の基本の法律として雇用対策法というのがございます。この雇用対策法には、雇用対策基本計画を定めなければならないと書いてあります。そしてまた、その雇用対策基本計画は政府の経済計画と調和あるものでなければならないと、こういうことになっているわけなんですね。そういうことで、今までずっと昭和四十二年から、このパネルでもございますけれども、経済計画ができたその後ほどなく雇用対策基本計画、ずっと作られてきた、大体一貫して作られてきているわけですね。近いところで見たら、平成十一年七月に経済計画が作られて、十一年八月に雇用計画が作られている。

それなのに、平成十四年一月に改定された「改革と展望」、新たな計画になったにもかかわらず、結局雇用対策基本計画は改定されないまま今日に至っております。平成十四年に私は福田官房長官に聞きましたけれども、改定する必要性はないというふうなことを答弁されてきて今日に至っているわけでありまして。それで、非常に時代後れになっているわけです。

どうぞ次に。(資料提示)「改革と展望」というのは毎年変えるんですけど、この雇用対策基本計画は十年区切りなんですね。それで、お寒い話なんです。見ていただければと思うんですけども、どんなことが書いてあるか。その中を読みますと、「現在、我が国の経済・雇用情勢はかつてないほど厳しい状況にある。」、「雇用失業情勢は極めて厳しい状況にあり」、「当面は厳しい状況が続くと考えられる。」と、これが基本認識なんですね。しかし、最近の月例報告では、「景気は、回復している。」、「雇用情勢は、厳しさが残るものの、改善に広がりが見られる。」と、こういうふうに言っている。

また、高年齢層というのも五十五歳以上、六十歳台前半層。普通、六十五歳以上とかそういうことが普通ですよ。

それから、特定不況業種の法律に基づき、また地域改善対策法律に基づきという表現がありますけど、これは平成十三年、平成十四年にもう既に失効している法律なんです。

それから、「年間総実労働時間千八百時間の達成・定着を図るため、」とありますけど、去年法律が改正されて、これはもう既に、閣議決定で千八百時間というのを推進計画定めましたけど、これはもうなくなりました。だから、これはもう今や意味がないというか、時代後れになってしまっていることですね。

それから、「二〇〇〇年度から導入される介護保険制度は、」というのは、これはもう制度が導入されて五年たって、その新たな見直しまでやって昨年法改正をしたわけですね。こんな

古ぼけた表現がある。

それで、もう今やない労働基準局という言葉がある。今、労働局になっているわけですね。

それから、総理がよくおっしゃるニート、フリーター、こういった今の状況、対策が必要だとおっしゃるけど、そんな表現は全くありません。これだけ陳腐な古ぼけた計画になっている。それが小泉内閣の雇用対策基本計画なんです。

総理、この実態を見てどう思われますか。

○国務大臣(川崎二郎君) まず、第九次の雇用対策基本計画でございますけれども、基本的に小泉内閣ではありません、前の内閣でありますけれども、十年間の目標として立てさせていただいて、失業率を三・七と置かせていただいております。四・四まで回復してまいりましたので、あと一步と、このように考えております。

また、全体的な方向としては、総理からもお答えありましたように、民需主導による景気回復を図る、それによって雇用状況を改善をしていくということでもありますから、その方向に沿いながら今日までやってきたと思っております。

また、ニート、フリーター問題、フリーターも十五万人ほど減りました。当時は若年者及び地域の雇用に対する認識というものの形で示させていただいておりますので、基本的にはこの十年間の計画に沿いながら、そして毎年私ども様々な政策を打ち出しながら、また毎月閣議で雇用情勢を御報告しながら、御判断をいただきながらやらせていただいているところでございます。

○辻泰弘君 そんなむなしい答弁は何遍聞いたことか分かりません。

これだけ時代がずれていて、状況がずれていて、これでも変えないというんですからね。このぼけ方というのは本当に許し難いものがありますよ。

総理、ずれ方が、ずれ方がおかしいですよ。総理、この雇用対策基本計画がこんなにずれているのに、やはり改定すべきですよ。経済計画は小泉総理のときに改定されたんです。それに整合性を持った調和あるものでなければならないというのが雇用対策基本計画なんです。その雇用対策基本計画がこんな古ぼけた、こんなもう今や意味のないものであっていいんですか。それが今の小泉内閣の雇用対策基本計画ですよ。そんなことが許されますか、どうですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 随分民主党もずれてきましたね。駄目だ駄目だ駄目だと、いつも、相変わらず小泉批判のオンパレード、就任以来。

悲観論から新しい挑戦は生まれない。ようやくこの五年間、経済も明るさも見えてきた、デフレ脱却の兆しも見えてきた。労働派遣法の改正もなかったら、私はもっと失業者増えていたと思いますね。これ広げてきたからこそ、非正規社員でも働きたい、あるいは会社も、正規社員はなかなか無理だけでも非正規社員だったら雇用してみようということで就業者数も増えてきているんです、失業率も減ってきているんです。それは、非正規社員と正規社員とどちらがいいかといえば、正規社員になりたいという人の方が圧倒的に多いのは事実であります。しかし、仕事が見付からない人と、非正規社員でも仕事を見付けたい人ということを比較すれば、非正規社員でも何とか仕事を見付けたいという人が多いんです。そういう人を企業も採用しやすい、仕事も、短時間でもフリーターでも仕事をしたいという人に対してチャンスを与えようというのが労働派遣法の改正であります。そういうのを延ばしちやいかぬと言ったら、私はまだ失業率というのは改善していなかったと思いますね。今様々な悲観論を辻さんは展開されましたけれども、日本経済、私は、私の就任以来、着実にやればできるという明るい兆しが見えてきていると思います。

先ほどのWBCの、ワールド・ベースボール・クラシックじゃありませんけれども、一回や二回負け組になっても、ああ駄目かと思ったときに思い掛けないチャンスが提供された。二回敗れたけれども、ようやく三度目で勝利を得て準決勝から決勝へ進んだ。最強のキューバ、オリンピックでもなかなか勝てないというあの試合でも、見事、アメリカではなくて日本が優勝しちゃった。やはりやればできるんだなど。負けた、負けたで悲観ばかりしてはいかぬと。やっぱりチャンスがあったらそれをつかみに行こうという意欲を持って取り組んでいく。非常に私はあの野球を見ていて興奮もしましたし、感動もしましたし、選手諸君の頑張り方、これからも野球に限らずあらゆる場面においても、一度や二度の失敗や挫折に懲りずに多くのチャンスを提供して、やればできるんだという社会にしていきたいなと思っております。

○辻泰弘君 今日、改めて小泉総理、小泉内閣の、やはり国民の生活や暮らし、それにしっかりと目を向ける、このような視線が欠けているということを痛感した次第でございます。

関連質問に譲ります。

159-参-予算委員会-9号 平成16年03月12日

○辻泰弘君 言うまでもありませんけれども、民営化すれば未納、未加入も増えるだろうと。また、制度の信頼も確保できないわけですから、人間が働く根本の部分を支えるセーフティーネットといいますか、その部分でございまして、これは民営化ということとは違うと、なじまないものだと思いますので、その辺はしっかりとお取り組みをお願いしておきたいと思えます。

それから、労災の関連で、私かねがねこの本委員会でも質問したと思いますが、労災勘定の中で未払賃金の立替払がされていると。本来、倒産のリスクと労働災害のリスクは違うわけですけれども、同じ勘定でなされていると。やはり区分経理すべきだということだったんですけども、その点について今年の予算で変わったように聞いておりますけれども、そのことを御説明ください。

○政府参考人(松崎朗君) 御指摘のように、予算書上でございまして、これは平成十五年度末におきましては、目の労働福祉事業団交付金の内数としていただいた未払賃金の立替払事業の予算計上がなされておりました。これは、十六年度におきましては、これは労働福祉事業団の独法化に伴いまして今度新しく目を起こしまして、目、未払賃金の立替払事業補助金ということで予算書上も明示したところでございます。

○辻泰弘君 この点は一步前進と思えますけれども、やはりそもそも別勘定といいますか、別の経理でリスクが違うことをやっているわけですから、その点については一步前進と申し上げますけれども、今後ともその点についてしっかりと、本来違う勘定なり経理でやるべきだと、このことを改めて申し上げておきたいと思えます。

それで、一応これで視察の関連のことで終わります、次、財政と税制のことでお伺いしたいと思えます。

お手元にお配りさせていただいたのは私が作った資料でも何でもなくて、財務省と内閣府が出された資料でございまして、改めて出させていただいたわけでございます。先般、大塚議員が御質問されたわけですけれども、その志を継いでやっていきたいと、このように思っているわけでございます。

それで、そもそも最近の税、税収がどのようになってきているかということなんですけれども、

最近の税収、税の自然増収、税収の伸び率、こういったものについてお示しいただきたいと思っています。

156-参-予算委員会-3号 平成15年01月29日

○辻泰弘君 その点については是非御善処賜りたいと思います。

次に、もう一つ、私がセーフティーネットの一つだと思うことについてですが、未払賃金の立替払制度についてでございます。

昨年一月から、未払賃金立替払の上限、百七十万から三百七十万に引き上げられたということで、退職労働者のかなりの部分が受取が可能になったということは評価できると私も思っておりますが、しかしその上限額と同時に、やはり対象となる期間を、今六か月ですけれども、それを拡大するとか、その対象となるのが今、定期賃金と退職金に限られているわけですけれども、解雇予告手当を入れるとか、そういう部分の対処も必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) もうこの未払賃金の立替払制度につきましては、昨年の一月から、例えば四十五歳以上の人でありますと、従前の百七十万から三百七十万に引き上げたところでございますし、現在のところ、これを更に緩和をするという考えはございませんが、むしろ現在のこの制度が徹底されるということが大事でございますから、そのことに力を入れていく方が今大事というふうに思っている次第でございます。

○辻泰弘君 今国会で民法の改正が行われて、労働債権の範囲について制限がなくなるというふうにお伺いしているわけですけれども、そういうことを含めて、この未払賃金の立替払の対象となる期間とか対象を充実していただくように御要請申し上げておきたいと思っております。

同時に、この迅速な処理、未払賃金の立替払の迅速な処理というのも大事なわけですけれども、私、前にも質問させていただいておりますけれども、やはり管財人とか清算人に周知徹底を図って、迅速な処置に努めるようにすべきだと思うんですが、そのことについてお願い申し上げます。

○国務大臣(坂口力君) これは迅速な処理をやらないと、やはり生活に困っておみえになる皆さん方ありますから、そこはできる限りやりたいと思っておりますが、しかし事務的な手続もありますので、これを余り簡略化するわけにもまいりませんから、踏むべきものはちゃんと踏んでやっていくということもしなければなりませんので、そのことを理解をしていただいて、我々の方もし

っかりと取り組んでいくということでございます。

○辻泰弘君 この部分は管財人とか清算人が消極的なゆえに遅れているということでございますので、是非その点についてもお取組いただきたいと思います。

時間もございませんけれども、この点、もう一点お聞きします。

未払賃金立替払は、現実には労働保険特別会計の労災勘定で計上されているわけです。すなわち、労災保険料でもって充当されているわけですが、元々、労働災害が発生するというリスクの率に応じて取っているその金を倒産のときの未払賃金に充てるというのは、やはり本来の趣旨と違う。やはり本来、独立会計とすべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 労災保険は災害が起きましたときにその企業等により多く負担をしていただくということもございしますが、福祉事業につきましては皆さん同じように支出をしていただいている面もあるわけでございますので、この未払払いのものだけまた別の保険というのも、これもまた大変煩雑になるということを思いますと、やはりこの中で一番近いのはやはりこの労災保険だというふうに思いますし、そしてその中には、福祉事業等の問題も中には含まれているわけでございますから、ここで取扱いをさせていただくという以外にないのではないかとこのように思っております。

○辻泰弘君 私、この制度、労災も大事ですし、この未払賃金立替払も大事だという認識の上で申し上げているんですけれども、やはりしっかりと明示すべきだと。すなわち、特別会計から事業団に行っている、今度の新しい機構にも行くんでしょうけれども、その費目も未払賃金の立替払というふうには見えるようになってないんですね。そういうことというのはやっぱりおかしいんじゃないかと、労災保険で取っついでながら、その使い道としてそういう形はおかしいんじゃないかということで、やはり少なくとも予算で明示すべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) そこは、もしも、我々かなり分かっていたというふうに思っておりますが、そういう御意見があれば、私たちもそういうことにもこの保険は使わせていただいているということを明らかにしなければならぬというふうに思います。

○辻泰弘君 私は、基本的には独立会計であるべきだと思いますので、その点、お取り組み
いただきたいと思います。

それで、最後になりますけれども、文部科学大臣にお聞きしたいと思うんです。

奨学金の問題ですけれども、現実にリストラ等々ある中で進学を断念したり退学を余儀なく
される高校生が多いということですが、現実に私、奨学金を見まして、前も聞きましたけ
れども、高等学校の高校生に対しての奨学金が少し充実されていないんじゃないかというふう
に思っているんです。育英奨学金の有利子対象に高校生を加えるとか、そういう形を講じて高
校生に対する奨学金、しっかりとやってほしいと思うんですが、文部科学大臣、いかがでしょ
う。

154-参-厚生労働委員会-11号 平成14年05月23日

○辻泰弘君 未払賃金の立替払の制度についてお伺いしたいと思います。

現在は労災保険料の財源を使って労働福祉事業団がなさっているわけでございまして、この一月から百七十万の上限が三百七十万に引き上げられたということで、やはりこれは、私は一つのセーフティーネットとして大事なものだと思っているわけでございますが、しかし、考えてみますと、労災保険料がその財源となっている未払賃金の立替払というのも考えてみますと少し趣旨が違うのではないかと思われるわけでございます。

厳密に言いますならば、未払賃金の立替払のための保険料は労災と別に設定されるべきじゃないかと。労災保険料は事業所ごとに出ているわけですが、倒産はその事業所ごとに、数字が同等に、災害の発生率と同等な倒産率ではないと思うわけでございますので、そういう意味からもやはり本来別勘定といたしますか、保険料もここは未払賃金分だというふうな位置付けがあつて、現在の労働保険特別会計の労災勘定と分離した別の勘定であつてしかるべきじゃないかと思うわけですが、そこまで行かないまでも、少なくとも予算上明確化されているべきじゃないかと思うわけでございます。

平成十四年度一般会計予算を調べましても、実は労働福祉事業団への交付金という形で出ているわけではございますけれども、未払賃金の立替払に充てられるのだというふうには一般会計の予算書各目明細書を見ましても出ていないわけでございます。

そういう意味におきまして、私は、これはやはり強制保険料徴収のものでございますから、その歳出についてはやはりはっきり明示されるべきじゃないかと思うわけでございまして、本来は勘定も別建てにすべきじゃないかと思うけれども、少なくとも予算上そのことが見えるようにはっきりさせるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(日比徹君) ただいま御指摘の点でございますけれども、未払賃金立替払制度を発足しまして随分たっておりますが、当初から今御指摘のような予算建てになっております。

それで、国の予算の場合には、もうこれ私から申し上げるまでもないかもしれませんが、科目編成をどうするかということで、こういう交付金のたぐいというのは一括して交付金というような形になっておるところでございます。

そこで、元々きちんとした言わば区分経理もし、そこをはっきりというような御趣旨であろうと

と思いますが、これは先ほど申し上げましたように長い間たっておりますけれども、ここ何年か非常に確かに金額的にも巨額になっておるといふ点は確かにございます。

それで、長い経過の中で予算編成の仕方としては今申し上げたとおりでございますが、立替払のこの財源の問題につきましては、労災保険の関係審議会でも実は若干どうなんだというような御議論もあったところでございます。まあすぐにどうこうということではございませんけれども、少なくとも立替払所要の財源の問題、あるいはそれを何とか保険料負担者との関係ではっきり分かるようにと、これは心掛けておるつもりでございますけれども、その点は十分慎重にやってみりたいと思っております。

○辻泰弘君 是非、予算書でその部分が少なくとも見えるように、予算の説明の中には未払賃金の立替払の指摘がありながら実は予算書の数字が出ていないという状況がございますので、少なくともそこは取り組んでいただきたいと、このように思っております。

さて、無年金障害者の問題についてお伺いしたいと思います。

私、三月二十八日の質問のときに、無年金障害者の問題についてお聞きしまして、大臣から、今も一生懸命考えてやっていると、もうしばらく時間をちょうだいしたいと、こういう御答弁があったわけでございます。また先般の、二日前でございましたが、この委員会におきまして、今国会中というようなめどで大臣としての御所見を示されるような御答弁もあったわけでございますが、私はせっかく大臣が検討しようとおっしゃっていただくわけでございますから、その無年金障害者の対象に、任意加入のころの学生のみならず、やはり国籍条項があつて、昭和五十七年の一月一日より前に国籍要件があつて加入できなかった、そういう無年金の在日外国人の無年金障害者の方々のことも含めて御検討し御提言をいただくようお願いしておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

154-参-国民生活・経済に関する調査会-1号 平成14年02月13日

○辻泰弘君 この点も深く突っ込みたいところですが、三十分しかございませんので次のテーマに移らせていただきます。

法務省に関することでございます。

「改革と展望」では、「構造改革が目指すのは「人」を何よりも重視する国である。」と高らかに宣言されております。そして、人を何よりも重視する経済社会を目指すことをうたっておられるわけでございます。また、小泉総理は努力が報われる社会を目指すということを公約されているわけでございます。

現在の法体系を見ますときに、労働者の給与の支払に充てられる労働債権の優先順位が未納の税金に充てられる租税債権より低位に設定されているというのが現状でございます。そのために、会社が破産したときに、管財人が税金、社会保険料を優先的に弁済し、結果として労働者が未払給与を受けることができないという場合が散見されている現状でございます。

正に、この改革で言っているように、構造改革が目指すのは人を何よりも重視する国であると、また努力が報われる社会を目指す小泉総理。その中で、労働者が額に汗して働き、その結果として当然に受ける権利を有する給与が、給与より先に国や地方の税金、社会保険料が持っていかれてしまうような大変極めて冷たい法制というものは早急に改めるべきではないかと思うわけでございますが、法務省の見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(房村精一君) 破産手続等、法的倒産手続を取る場合には、関係する債権が労働債権、租税債権あるいは一般の取引債権というように多種多様にわたりますので、その優先関係が問題となってまいります。

基本的にはこの優先関係、国税徴収法であるとか民法、商法というようなそれぞれの実体法で決められているところでございますが、労働債権については、現在、民法、商法でその全部又は一部について一般の債権に対する優先権が与えられております。これを反映いたしまして、破産手続においても労働債権は一般の破産債権に優先するという具合にされておりますが、御指摘のように、租税債権等は手続に必要な費用とともに財団債権として破産債権に優先するということになっております。

この倒産法制については現在法務省で見直しを進めておりまして、破産法についてもその見直し作業を進めているところでございますが、その中で、ただいま御指摘のように、労働債

権の順位を引き上げるべきではないかという指摘がなされておりまして、重要な論点の一つとなっております。私どもも現在検討を進めているところでありますが、本日伺いました御意見も参考にさせていただいて更に検討を深めたいという具合に考えております。

○辻泰弘君 審議会で御検討いただいていることは結構なことだと思うんですが、言われておりますのは一年掛かりで、来年の通常国会じゃないかということでございまして、どうも一年半ほど遅れているんじゃないかと思うわけでございます。どうか大いに促進をしていただきまして、早急に結論をいただきますようお願いを申し上げておきたいと思っております。この問題はこれにて終わらせていただきます。

次に、文部科学省問題について、マターについてお伺いしたいと思います。

「改革と展望」におきましては人材大国を目指すということがうたわれ、有為な人材を育てるための奨学金の充実ということが指摘されているところでございます。

また先般、小泉総理、参議院本会議におきまして、親の失職等の経済的理由で子供たちが学校を退学したり進学を断念することなく、教育を受ける意欲と能力がある人が確実に受けられるよう、緊急採用奨学金制度の周知徹底を図るなど、適切に対応したいと述べておられるところでございます。

私も調べてみましたが、大学などにつきましてはそれなりの制度ができているように思うんですが、現在の奨学金制度が高校生に対しては十分なものになっていないように思えるのでございますが、いかがお考えでしょうか。